

# 事業者の皆様へ

別紙 2

## 1 時短要請について

(令和3年1月8日から11日までの間)

横浜市と川崎市の、酒類を提供する飲食店・カラオケ店は、5時から20時までの時短営業  
(酒類の提供は11時から19時まで)

(令和3年1月12日から2月7日までの間)

全県の飲食店に対し、5時から20時までの時短営業  
(酒類の提供は11時から19時まで)

## 2 企業におけるテレワーク等の徹底について

- 出勤者数の7割削減を目指すことも含め、接触機会の低減に向けたテレワークやローテーション勤務の働きかけ
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感
- 染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時
- の密を防ぐ取組の徹底の働きかけ
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ

## 3 イベントの開催制限について

- 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。
- 併せて20時までの時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知

| 時 期       | 収容率   | 人數上限   |
|-----------|-------|--------|
| 1月8日～2月7日 | 50%以内 | 5,000人 |

※ 既存販売分については適用しない。

## 4 大学や学校への要請について

- 学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
- 感染防止のための所要の措置を講じること
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

## 5 その他

- 20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯を行うよう働きかけを行う。